

本山町農地利用最適化推進委員の募集について

農地利用最適化推進委員の募集等

(対象者) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

(募集人数) 3人以内（担当する地域 本山町全域）

(応募資格) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・本山町の常勤職員

(応募方法)

- ・本山町に住所を有する農業者からの推薦（推薦者3人以上）〔個人推薦〕
- ・農業者が組織する団体その他団体からの推薦〔団体等推薦〕
- ・一般募集〔応募〕
- ・農業委員と兼務することはできません。

※規定の様式に必要書類を添えて、本山町農業委員会事務局へ提出してください。規定の様式は、本山町農業委員会事務局で用意しています。また、ホームページに掲載しています。

(応募受付期間) 令和7年6月13日（金）から令和7年7月11日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）8時30分から17時15分まで

(応募状況の公表) 応募受付期間中（令和7年6月30日頃）及び期間終了後ホームページで公表します。
詳しい内容は次のとおりです。

推薦を受けた者及び応募した者の氏名、職業、年齢、性別

(選任の方法)

提出された推薦書・応募書の内容及び本山町の農業の発展に資する方であるか、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるかを総合的に審査し、最適化推進委員候補者を決定します。当該候補者について、農業委員会総会において推進委員を選任し、委嘱します。

(主な業務)

- ・農地利用状況調査の実施
- ・農地利用意向調査の実施
- ・農業経営基盤強化法による担い手への農地集積の促進
- ・農業上の利用の確保（遊休農地、違反転用対策等）の指導
- ・農業経営の規模拡大の推進
- ・農地の集団化（農地中間管理機構との連携）の推進
- ・新規就農、新規参入の促進
- ・農家相談の実施
- ・担当区域の現場活動の実施
- ・各種会議、研修会等への出席

(任期) 委嘱日（令和7年8月1日を予定）から令和9年7月9日

(身分) 農地利用最適化推進委員の身分は非常勤特別職になります。

(報酬) 農地利用最適化推進委員の報酬は月額10,000円

〈問い合わせ・提出先〉

本山町農業委員会事務局 電話 0887-76-3916